

平成22年2月15日  
東京都

## 練馬区における地上部街路に関する話し合いの会 設置要綱

### 第1条 設置目的

東京都は、これまで、外環本線を地下化した場合の地上部街路(外環の2)について、「現在の都市計画区域を活用して道路と緑地を整備」、「都市計画の区域を縮小して車道と歩道を整備」、「代替機能を確保して外環の2の都市計画を廃止」の3つの考え方を提示してきた。

平成20年3月には、「外環の地上部の街路について(検討の進め方)」を公表し、地上部街路の必要性やあり方などについて、広く意見を聴きながら検討を進め、都市計画に関する方針をとりまとめていくこととした。

この一環として、地域住民の意見を聴くため、東京都は練馬区や国土交通省の協力を得て、練馬区における地上部街路に関する話し合いの会(以下、「地上部街路に関する話し合いの会」という。)を設置する。

### 第2条 構成

地上部街路に関する話し合いの会は、地域住民(公募)、地上部街路沿線町会・商店会等、東京都、練馬区、国土交通省で構成する。

それぞれの構成は、以下の人数の範囲内とする。

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| (1)地域住民(公募)       | 10人 |
| (2)地上部街路沿線町会・商店会等 | 17人 |
| (3)練馬区            | 2人  |
| (4)国土交通省          | 2人  |
| (5)東京都            | 2人  |

上記のほか、司会者を置く。

### 第3条 事務局

事務局は、東京都が担当する。

事務局には、東京都職員以外から専門的知識を有する者を置くことができる。

司会者は、構成員以外から事務局が選定する。

### 第4条 位置づけ

地上部街路の計画について意見を聴く場であり、意思決定の場とはしない。

話し合いは、原則公開とする。ただし、出席している構成員の意見を聴いた上で非公開とすることができる。

### 第5条 その他

本会とは別に、構成員以外の地域住民から意見を聴くための手段を講じるものとする。

この設置要綱に定めるもののほか、地上部街路に関する話し合いの会の運営に関し必要な事項は、運営要領で定める。

地域住民の公募方法は、募集要項で定める。